

肉用牛緊急特別対策事業

1 事業の目的

枝肉価格の低下や飼料価格の高止まり等により、子牛価格が低下し、繁殖農家の生産基盤が危機的状況にあることから、和子牛産地の基盤強化につながる取組を支援することにより、意欲ある生産者の経営の継続・発展に資する環境を整備する。

食肉処理施設の老朽化・稼働率の低下が課題となる中で、食肉処理施設の必要な設備等の整備を進めなければ、我が国の食肉供給システムに支障が生じるおそれがあることから、食肉処理施設にとって必要不可欠な浄化槽・冷蔵設備等の整備・改修を支援することにより、食肉流通の円滑化を図るとともに、安全・安心な食肉の安定供給を図り、もって我が国の畜産の健全な発展に資する。

2 事業の内容

(1) 和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業

肉用子牛の品種区分毎のブロック別平均価格※_{1、2、3}が、発動基準（下表）を下回った場合に、「和子牛産地基盤強化計画」を作成した地域において、産地基盤強化に資する取組メニュー（下表）のうち1つ以上行う生産者に対して、販売・自家保留頭数に応じた奨励金1万円/頭（離島等※₄は5万円/頭）を交付する。

品種区分	発動基準	取組メニュー
黒毛和種	6 1 万円未満	① 地域内自給飼料の生産・利用 ② 早期出荷に向けた地域内一貫生産 ③ 需給に応じた生産
褐毛和種	5 6 万円未満	
その他肉専用種	3 6 万円未満	

※1：黒毛和種は、「北海道」、「東北」、「本州関東以西・四国」、「九州・沖縄」の4ブロックとし、全国平均に対して著しく高い価格（偏差値 70（平均＋2標準偏差）以上）となっている都道府県については、ブロック別平均価格の算定から除外し、単独で平均価格を計算

※2：褐毛和種及びその他の肉専用種は全国1ブロック

※3：黒毛和種、褐毛和種は四半期毎、その他の肉専用種は年度で計算

※4：「離島等」は、離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、沖縄県、鹿児島県奄美市及び同県大島郡

(2) 食肉処理高度化緊急特別対策事業

既設の食肉処理施設において、施設の老朽化のため、2施設以上が集荷、販売及び流通等に関する連携計画を策定した場合に、浄化槽、冷蔵庫等の整備・改修を支援する。

3 事業実施主体 都道府県団体、農業協同組合等

4 実施期間 令和7年4月から令和8年3月まで

5 所要額（補助率） 10,000百万円（定額、1／2以内）

担当課：畜産局食肉鶏卵課 代 表：03-3502-8111
(1)の事業 内線 4942 担当者：本間、野々口
(2)の事業 内線 4943 担当者：香川、佐野